

北名古屋市の人事行政の運営等の状況を次のとおり公表します。

市職員の給料・手当や勤務時間などは、地方公務員法に基づき、条例で定められています。
 市政の透明性を高めるために、市民の皆さんにこれらの状況をお知らせします。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員採用の状況(R3.4.1現在) 単位:人

	競争試験等 (R1)			競争試験等 (R2)		
	男性	女性	計	男性	女性	計
一般行政職	5	5	10	2	3	5
建築技術職	0	0	0	0	0	0
土木技術職	2	0	2	0	0	0
看護・保健職	0	4	4	0	1	1
福祉職(保育士)	0	13	13	0	7	7
技能労務職	0	0	0	0	0	0
教育公務員	0	0	0	0	0	0
計	7	22	29	2	11	13

(2) 職員の退職の状況(R2.4.1～R3.3.31) 単位:人

定年退職	15
早期希望退職	4
普通退職	15
分限免職	0
懲戒免職	0
その他退職	0
計	34

(3) 部門別職員数の状況(各年度4月1日現在) 単位:人

区分	職員数		対前年 増減	
	令和2年度	令和3年度		
部門				
一般行政	議会	6	5	△1
	総務	98	97	△1
	税務	32	31	△1
	民生	250	241	△9
	衛生	38	41	3
	農林水産	6	6	0
	商工	5	4	△1
	土木	28	25	△3
	計	463	450	△13
教育	46	42	△4	
普通会計 計	509	492	△17	
公営企業等	下水道	12	12	0
	介護	17	17	0
	国保	11	12	1
	その他	2	2	0
	計	42	43	1
合計	551	535	△16	

(4) 職種別職員数の状況(R3.4.1現在) 単位:人

部門	職員数
一般行政職	251
税務職	43
薬剤師・医療技術職	3
看護・保健職	21
福祉職	200
技能労務職	11
教育公務員	6
計	535

(注)

1一般行政職とは他の職種に属さないすべての職員(事務職・技術職等)

2税務職とは税務、収納、国民健康保険税担当職員

3薬剤師・医療技術職とは栄養士、理学療法士

4看護・保健職とは看護師、保健師

5福祉職とは保育士、社会福祉士

6技能労務職とは用務員、清掃員、調理員、技能員

7教育公務員とは教育委員会に勤務する社会教育主事

※職員数は国が行う「地方公務員給与実態調査」による

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口(人) (令和3年1月1日現在)	普通会計歳出額(千円) A	実質収支(千円)	人件費(千円) B	人件費率(%) B/A
令和2年度	86,295	40,252,333	1,331,940	5,066,165	12.6

(注) 1 実質収支は、当該年度における剰余金です。

2 「人件費」には、職員共済費、議員報酬等、市長・副市長の給与、会計年度任用職員の報酬等が含まれます。

(2) 職員給与費の状況(特別職を除く)

区分	職員数(人) A	給与費				1人当たり給与費(千円) (B/A)
		給料(千円)	職員手当(千円)	期末・勤勉手当(千円)	計(千円) B	
令和3年度 当初予算	548	1,872,181	374,397	770,287	3,016,865	5,505

(注) 職員数には、再任用短時間職員9人、県からの派遣職員4人を含みます。

(3) 平均給料月額・平均年齢(R3.4.1現在)

区分	平均給料月額(円)	平均給与月額(円)	平均年齢(歳)
一般行政職	312,786	385,694	43.8
技能労務職	273,227	309,684	50.6

(注) 給与とは、給料(基本給)に諸手当(通勤手当、扶養手当など)を加えたものです。

(4) 職員の初任給の状況(R3.4.1現在) 単位:円

区分		北名古屋市	国
一般行政職	大学卒	188,700	182,200
	高校卒	154,900	150,600

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(R3.4.1現在) 単位:円

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	265,975	316,650	334,250
	短大卒	-	-	-
	高校卒	-	*	-

(注) 該当者がいない場合は、当該箇所に数値の記載をしていません。

個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人の場合は、当該箇所を「アスタリスク(*)」としています。

(6) 一般行政職の級別職員数の状況(R3.4.1現在)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
標準的な職務内容	書記	主事	主任	主査	課長補佐	課長主幹	次長	部長	
職員数(人)	24	37	44	42	40	31	4	7	229
構成比(%)	10.5	16.2	19.2	18.3	17.5	13.5	1.7	3.1	100

(注) 標準的な職務内容とは、それぞれの等級に該当する代表的な職名です。

職員数には再任用職員を含みません。

(7) 職員手当の状況

令和2年度支給実績						
区分	支給の内容		支給総額(千円)	支給対象職員数(人)	1人当たり平均支給年額	
扶養手当	(1) 配偶者	月額 6,500円	42,244	192	220,021	
	(2) 満22歳の年度末までの子	月額 10,000円				
	(3) 上記(1)・(2)以外の扶養親族のうち1人につき 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子	月額 6,500円 1人につき月額 5,000円を加算				
住居手当	借家(借間) 月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、家賃の額に応じ支給	最高月額 28,000円	25,066	80	313,325	
管理職手当	職名 部長	職務の級 8級	支給額 82,200円	57,140	83	688,434
	次長	7級	68,500円			
	課長 (保育長、生活保護室長を含む)	6級	62,300円			
	課長相当職	6級	49,500円			
時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務したときに支給		69,525	240	289,688	
地域手当	給料、扶養手当、管理職手当の6%を支給		119,362	542	220,225	
管理職員特別勤務手当	管理職手当を受ける職員が臨時又は緊急性を有する業務のため週休日等に勤務をした場合に支給		327	30	10,900	
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し、配偶者と別居し、単身で生活する場合に支給		648	1	648,000	

期末・勤勉手当	6月期	期末手当 1.3月分 (0.725月分)	勤勉手当 0.95月分 (0.45月分)	780,644	556	1,404,036
	12月期	1.25月分 (0.725月分)	0.95月分 (0.45月分)			
	計	2.55月分 (1.45月分)	1.90月分 (0.9月分)			
※()内は、再任用職員に係る支給割合です。 職務上の段階、職務の級等による加算措置があります。 勤勉手当については、勤務成績に応じて加算措置があります。						
通勤手当	交通機関利用者 運賃等の額に応じ、			22,374	352	63,563
	<ul style="list-style-type: none"> ・定期券と回数券のうち安価の方の額 ・定期券は、6月以内の最も長い期間のもの額による ・最高月額 55,000円 					
	自動車等の交通用具使用者 通勤距離に応じ 月額2,000円～31,600円					
	2km 以上	5km 未満	2,000円			
	5km 以上	10km 未満	4,200円			
	10km 以上	15km 未満	7,100円			
	15km 以上	20km 未満	10,000円			
	20km 以上	25km 未満	12,900円			
	25km 以上	30km 未満	15,800円			
	30km 以上	35km 未満	18,700円			
	35km 以上	40km 未満	21,600円			
	40km 以上	45km 未満	24,400円			
	45km 以上	50km 未満	26,200円			
	50km 以上	55km 未満	28,000円			
	55km 以上	60km 未満	29,800円			
60km 以上		31,600円				
退職手当	(支給率)	自己都合	勸奨・定年	支給方法	国の制度との比較	
					自己都合	応募・定年
	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	愛知県市町村職員退職手当組合から支給	国の制度と同じ	国の制度と同じ
	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分			
	勤続35年	39.7575月分	47.709 月分			
最高限度	47.709月分	47.709 月分				
その他加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)					

(8) 特別職の報酬等の状況(R3.3.31現在)

区分	給料・報酬月額(円)	期末手当
市長	879,300	(支給割合) 6月期 1.7月分 12月期 1.65月分 計 3.35月分
副市長	720,000	
教育長	639,000	
統括参事	630,000	
議長	472,500	
副議長	423,000	
議員	387,900	

※特例条例による減額後の金額

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間(標準的なもの)

1週間の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
38時間45分	8:30	17:15	12:00 ~ 13:00

(2) 主な休暇の種類

区分	付与日数
年次有給休暇	1年につき20日
病気休暇	必要と認められる期間
骨髄移植	必要と認められる期間
ボランティア	5日の範囲内の期間
結婚	連続する7日の範囲内の期間
産前	出産予定日までの8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)
産後	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間
育児時間	1日2回それぞれ30分以内の期間
妻の出産	2日の範囲内の期間
育児参加	妻の産前産後期間において5日の範囲内の期間
子の看護	5日の範囲内の期間
忌引	親族に応じ1日から7日までの連続する日数の範囲内の期間
父母の祭日	1日
夏季休暇	7月から9月までの期間内における3日の範囲内の期間
リフレッシュ	勤続15年、25年及び35年に達する職員に連続する2日又は3日の範囲内の期間
災害による住居滅失等	7日の範囲内の期間
災害又は交通遮断による出勤困難	必要と認められる期間
災害時の危険回避	必要と認められる期間

(注) その他に、裁判員として裁判所に出頭する場合や公民権の行使のための特別休暇や介護休暇などがあります。

(3) 休業の状況

ア 育児休業等の状況(R2.4.1~R3.3.31)

単位:人

	男性	女性	計
新たに育児休業を取得した者	2	10	12
前年度から引き続いている者	0	12	12
部分休業を取得した者	0	16	16

イ 配偶者同行休業の状況(R2.4.1~R3.3.31)

単位:人

	男性	女性	計
新たに配偶者同行休業を取得した者	0	0	0
前年度から引き続いている者	0	0	0

4 職員の分限及び懲戒処分等の状況

(1) 分限処分者数(R2.4.1~R3.3.31)

単位:人

区分	降任	免職	休職	降給	計
心身の故障の場合	0	0	4	0	4
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0

(2) 懲戒処分者数(R2.4.1~R3.3.31)

単位:人

区分	戒告	減給	停職	免職	計
法令に違反した場合	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反した場合	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0

5 職員のサービスの状況

(1) サービス制度に関する研修等の実施状況

地方公務員法(昭和25年法律第261号)に定められた市職員としての義務を周知徹底するため、新規採用職員研修や階層別研修等の際に、サービス制度に係る研修を実施しました。また、随時通知文等でサービス規律の徹底を図っています。

(2) 営利企業等への従事許可の状況(令和2年度に許可をした状況)

単位:件

区 分	件 数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員の地位を兼ねる場合	0
自ら営利を目的とする私企業を営むもの(農業、不動産貸付等を含む)	1
報酬を得て事業または事務に従事するもの	2
計	3

6 職員の退職管理の状況

北名古屋市職員の退職管理に関する条例及び規則(平成28年4月1日施行)に基づき、退職の日から2年間は、離職前5年間の職務に属するものに関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求すること、又は依頼することを禁止しています。また、一定の職位以上で退職した者については、離職後2年間は再就職先等を届け出るよう義務付けています。

令和2年度に退職した職員(課長補佐級以上)の再就職状況

退職者数	再就職先	
	民間企業	その他団体
17	0	1

7 職員の研修の状況

研修の状況

単位:人

研修項目	研修内容	参加人数
市町村振興協会研修センター	部長、課長、課長補佐、リスクマネジメント、地方自治法、法制執務など	44
西春日井地区市町村職員研修協議会	新採前期・後期、一般前期・中期・後期、新任・現任係長	65
市実施研修	情報セキュリティ研修、危機管理研修、アサーティブ・コミュニケーション研修など	262
地域問題研究所など	地域づくりや行政課題をテーマとした市町村ゼミナールなど	14
	計	385

8 職員の人事評価の状況

人事評価の状況

目的	職員の能力、実績をより重視した人事管理を行い、処遇等に反映させ、組織の活性化と職員の士気の向上を図る。
対象者	全職員(休職、育児休業等の職員を除く)
評価方法	(1) 能力評価 その役職に求められる職務能力について、自己評価後、上司からの評価を受ける。 評価基準日 10月1日 評価期間 前年の10月1日～9月30日 (2) 業績評価 上司による組織方針等の説明を受け職員が設定した目標について、自己評価後、上司からの評価を受ける。 評価基準日 2月1日 評価期間 4月1日～3月31日

9 職員の福利及び利益の保護の状況

(1) 共済組合負担金(地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)に基づく愛知県市町村職員共済組合に対する地方公共団体の負担金)

金額(円)	1人当たりの負担金(円)
610,069,230	1,107,204

(2) 職員互助会(北名古屋市職員互助会条例(平成18年条例第41号)により組織された団体に対する補助)

金額(円)	会員数(人)
3,535,000	707

※会計年度任用職員を含む

(3) 安全衛生

ア 健康診断

単位:人

区分	受診者数
定期健康診断	425
人間ドック	359
脳ドック	28

※定期健康診断は会計年度任用職員を含む

イ 公務災害認定件数

単位:件

負傷				疾病				合計
自己職務遂行中	出張中	その他	小計	公務上の負傷に起因する疾病	職業病	その他公務起因性の明らかな疾病	小計	
4	0	0	4	0	0	0	0	4

ウ 通勤災害認定件数

単位:件

出勤途上	退勤途上	計
0	0	0

エ 公務災害基金負担金(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)に基づく地方公務員災害補償基金に対する地方公共団体の負担金)

金額(円)	1人当たりの負担金(円)
3,793,469	6,986

10 北名古屋市公平委員会の業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置要求の状況

単位:件

区 分	令和2年度
前年度からの繰越し	A 0
新規要求	B 0
年度中取扱い	(A+B) 0
年度中終了	C 0
次年度への繰越し	(A+B-C) 0

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

単位:件

区 分	令和2年度
前年度からの繰越し	A 0
新規要求	B 0
年度中取扱い	(A+B) 0
年度中終了	C 0
次年度への繰越し	(A+B-C) 0
再審請求事案	0